

平成25年第10回玉名市農業委員会総会議事録

平成25年11月5日（火）午後2時 玉名市福祉センター 会議室B
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
5番	井上 清晴	6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	8番	永田 達三
9番	荒木ひろ子	10番	坂本 誠二	11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之
13番	本田多美子	14番	森川 正志	15番	丸山 近信	16番	田辺 信之
17番	鎌本 勝利	18番	荒木まつ子	19番	大野 金生	20番	福田 友明
21番	田上 一	22番	小路 修三	23番	徳井 勝美	25番	小島 昌文
26番	植田 勇一	27番	植田 英男	28番	三川 了	29番	田上 輝行
30番	米野 旨雄	31番	松本 哲海	32番	生田三之利	34番	岩永 幹生
35番	池本 信秋	36番	小田 募				

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

24番 田上 均 33番 谷川 文武

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0 名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 永井 正治 係長 二階堂 正一郎
主任 渡邊 布由紀 主任 宮田 正文 主事 中川 雪路

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1 名

議 題

第 6 1 号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第 6 2 号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
第 6 3 号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第 6 4 号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第 6 5 号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第 6 6 号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

- 第 27号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第 28号 農地の形状変更届について
- 第 29号 許可書返納届について

1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 皆さん改めましてこんにちは。ただいまより開会したいと思います。

現在の出席委員は、36名のうち横島の田上均委員、天水の谷川委員、2名の方から欠席の届けが出ております。34名の出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

ただいまから、平成25年第10回の玉名市農業委員会総会を開催いたします。

まず、東会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし、進行をしていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長（東 令佐君） 皆さんこんにちは。お忙しい中に出席いただきましてありがとうございますございました。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第61号より議第66号までの51件と、報告12件が提案されています。慎重なる審議、よろしくお願いいたします。

本日の議事録の署名委員は、松本委員と生田委員をお願いいたします。

-----○-----

2. 議 事

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。

議第61号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第61号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成25年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、和歌山県岩出市と大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田767㎡を耕作不能と経営拡張による売買です。

2番、北牟田の申請人で、申請物件が北牟田の田160㎡外4筆、計8,443㎡を法人へ贈与するものです。

3番、小野尻の申請人で、申請物件が大浜の田1,334㎡外4筆、計8,710㎡を子へ一括贈与をするものです。

4番、福岡市と山部田の申請人で、申請物件が上小田の田583㎡外2筆、計2,597㎡を耕作不能と経営拡張による売買です。

5番、荒尾市と横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,008㎡を債務整理と経営拡張による売買です。

6番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑2,730㎡を労力不足と経営拡

張による売買です。

7番、天水町、岱明町、兵庫県川西市と天水町の申請人で、申請物件が天水町の樹園地870㎡外1筆、計1,297㎡を弟へ贈与するものです。

8番、天水町の申請人で、申請物件が青野の畑3,800㎡を9番と交換するものです。

9番、天水町の申請人で、申請物件が青野の畑2,817㎡を8番と交換するものです。

以上9件、3万2,169㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域等の関係などをみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしていると判断いたしましたのでご提案いたしました。よろしくご審議をお願いします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番。

○7番（永田知博君） 1番の案件についてご説明いたします。ここに記載してありますとおり、渡人は和歌山県在住でございますので、耕作不能でございます。受人は現在兼業ではございますけれども農業も営んでおられますので、後継者もおりますので許可相当であると判断いたします。

○議長（東 令佐君） はい次、2番と3番続けてどうぞ。

○11番（竹下宏介君） 2番の案件についてご説明いたします。これは個人が法人への贈与ということで許可相当と判断いたします。

3番の案件は親から子への贈与ということで下限面積も満たされており、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 4番。

○16番（田辺信之君） 4番の案件について説明します。譲渡人は福岡の早良区にお住まいで譲受人は山部田の五葉倶楽部ということで経営拡張ということで、下限面積も超えていますので問題なく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、5番。

○25番（小島昌文君） 5番の件について説明します。譲渡人と隣接地であり、債務整理に伴い経営拡張という要件で合意が整い、また申請人の下限面積も達しているので本件は何も問題ないと、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、6番。

○30番（米野旨雄君） 譲受人は労働不足と経営拡張のための売買ですので、許可相

当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 7番。

○35番（池本信秋君） 7番の案件について説明いたします。渡人は、これは兄弟の方でございます。受人は弟さんで、弟さんの方へということで許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 8、9番続けてどうぞ。

○36番（小田 募君） 8番、9番の方は交換で、前回と前々回の総会に出て成立しましたが、相続登記ができましたので改めてまた申請してあります。許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第61号については許可することに決定しました。

次に、議第62号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第62号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成25年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田1,150㎡を労力不足と相手方の要望により、平成25年11月5日から5年間の契約をするものです。

2番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田2,303㎡を労力不足と相手方の要望により、平成25年12月1日から5年間の契約をするものです。

以上2件、3,453㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件を全て満たしているものと判断しましたのでご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1 番。

○7 番（永田知博君） 1 番の案件についてご説明いたします。貸人は高齢でもありませんし、今現在でも小作に出しておる 1, 1 5 0 m²を、借人の方はただいま 4, 0 3 9 m²の耕作でございますけれども、借りますと 5, 5 4 9 m²ということで許可相当であると判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、2 番。

○2 9 番（田上輝行君） 貸人と借受人は同じ部落の方でございますので、下限面積も満たされており、何ら問題ないと判断いたしました。

○議長（東 令佐君） はい、担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。はい、どうぞ。

○1 0 番（坂本誠二君） 今の案件ですけど、これはハウスなんですかね。

○2 9 番（田上輝行君） いいえ、別です。

○1 0 番（坂本誠二君） 普通の水田ですか。

○2 9 番（田上輝行君） はい。

○1 0 番（坂本誠二君） はい、わかりました。

○2 9 番（田上輝行君） ハウスは別に我が家でとります。

○事務局長（永井正治君） これはですね、ここにイチゴをつくるということで、耕作料が 8 万円になっています。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第 3 条、農地の賃貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第 6 2 号については許可することに決定しました。

次に、議第 6 3 号、農地法第 3 条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第 6 3 号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第 3 条第 1 項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成 2 5 年 1 1 月 5 日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1 番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑 5 7 9 m²外 7 筆、計 7, 3 4 4 m²を農業者年金受給に伴う再設定で、平成 2 5 年 1 1 月 5 日から 2 0 年間契約をするものです。

2番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑609㎡外9筆、計12,637㎡を農業者年金受給に伴う再設定で、平成25年11月5日から20年間契約をするものです。

3番、岱明と大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田585㎡を農業者年金受給に伴う後継者への再処分で、平成25年11月5日から10年間契約をするものです。

4番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑797㎡を農業者年金受給に伴う再設定で、平成25年11月5日から10年間契約をするものです。

5番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,200㎡を農業者年金受給に伴う再設定で、平成25年11月5日から10年間契約をするものです。

6番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田1,433㎡外4筆、計4,569㎡を農業者年金受給に伴う再設定で、平成25年11月5日から30年間契約をするものです。

以上6件、27,132㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件を全て満たしていると判断しましたので、ご提案しました。よろしくご審議をお願いします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。なお、6番については申請人が農業委員本人となっておりますので、まず1番から5番までを審議します。

1番。

○31番（松本哲海君） 1番の案件は農業者年金受給のための20年間の使用貸借権再設定です。許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、2番。

○19番（大野金生君） 農業者年金受給のため、これは再設定でありまして、下限面積もこえており、問題なく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 3番。

○10番（坂本誠二君） 使用貸人と使用借人は親子の関係であります。農業者年金受給ということで、下限面積も十分にあります。したがって許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、4番。

○36番（小田 募君） これも農業者年金受給のための再設定です。後継者への再設

定ですので許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、5番。

○34番（岩永幹生君） 5番の案件について説明します。農業者年金受給のためのもので、再設定でもあり許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、1番から5番まで原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第63号の1番から5番までについては許可することに決定しました。

○職務代理人（取本一則君） 引き続き6番の審議に移りますが、申請人が農業委員本人となっており、農業委員会法第24条並びに玉名市農業委員会会議規則10条の規定に基づき、議事参与の制限がありますので東委員の退席をお願いいたします。

（東委員 退席）

○職務代理人（取本一則君） それでは、6番の担当委員のご説明をお願いいたします。

○22番（小路修三君） これも農業者年金受給のための再設定でありますけども、親子関係であり何ら問題はないと思います。許可相当と判断いたします。

○職務代理人（取本一則君） 担当委員のご説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○職務代理人（取本一則君） ほかにご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請の6番につきましては、原案のとおり決定することに異議のない方の挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○職務代理人（取本一則君） 異議がないものと認め、議第63号の6番については許可することに決定いたしました。

○議長（東 令佐君） 次に、議第64号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第64号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平

成25年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が岩崎の畑836㎡外1筆、計1,659㎡で、転用目的が99.18キロワットの太陽光発電施設です。農地区分は、都市計画法に規定する用途内区域の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が河崎の田1,243㎡で、転用目的が1棟10戸の共同住宅です。農地区分は住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

3番、申請物件が溝上の畑664㎡で、転用目的が20.53キロワットの太陽光発電施設です。農地区分は中山間地域に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

以上3件、3,566㎡を提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元委員さん同行の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順に担当委員の説明をお願いいたします。1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） 1番と2番の案件についてご説明申し上げます。1番の案件はですね、場所はですね玉名女子校の北側に位置しております、太陽光の発電というふうなことでございます。約100キロワット、522枚のパネル取り付けるといことです。三方はブロックで囲むというふうなことです。西側と北側、東側という部分になります。雨水は地下浸透というふうなことで、南側が私道というふうなことで、私道脇に側溝があるというふうなことでそちらに放流するというようなことです。何ら問題はないというふうに、許可相当と判断いたしております。

2番の案件は、場所はですね、河崎の玉名バイパス南側の国道沿いで、転用目的は共同住宅ということで、10戸の共同住宅と20台分の駐車場建設ということであります。東側は自宅、南と西側が農地です。周辺をコンクリート、2、3段のブロックで仕切るというふうなことです。給水というふうなことでは上下水道と、または井戸水というふうなことでもございました。汚水雑排水は合併処理を市道側側溝に放流するというようなことで汚水は側溝に放流すると、浸透枘を付けてオーバーフローをさせるというふうなことでもございます。何ら2番の案件も問題はないというふうなことで、許可相当と判断しています。

○議長（東 令佐君） 3番。

○17番（鎌本勝利君） この案件について説明します。この農地は現在かきとみかんを栽培していますが、坂道の往復が不便な上、後継者もなく、将来土地管理が困難な

ため太陽光発電を設置し、売電収入を得ようとされる87台、20.53キロワットを設置し、九州電力に売却し収入を得ようとするためです。雨水は従来どおり自然浸透及び側溝へ排水する。造成工事は行わないため、土砂の流出は認められないものと思います。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第64号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第65号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第65号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成25年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、祖父と孫間での使用貸借で、申請物件が築地の畑614㎡で、転用目的が貸店舗です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

2番、賃貸借の物件で、申請物件が大倉の畑945㎡外2筆、計1,849㎡で、転用目的が48.04キロワットの2基の計90.08キロワットの太陽光発電施設です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

3番、申請物件が玉名の田39㎡で、転用目的が貸駐車場です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

4番、親子関係の使用貸借で、申請物件が玉名の畑429㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、上下水管等が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地からおおむね500m以内に2つ以上の教育施設等が混在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5番、個人と法人間での使用貸借で、申請物件が岱明町の畑5,791㎡で、転用目的が47.04キロワットの4基の計188.16キロワットの太陽光発電施設で

す。農地区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

6番、申請物件が岱明町の畑80㎡外1筆、計280㎡で、転用目的が25キロワットの太陽光発電施設です。農地区分は、JRの駅より500m以内に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

7番、個人と法人間での使用貸借で、申請物件が岱明町の畑1,514㎡で、転用目的が49.5キロワットの太陽光発電施設です。農地区分は、上下水管等が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地からおおむね500m以内に2つ以上の教育施設等が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

8番、申請物件が岱明町の田449㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、おおむね5ヘクタール以上の一団の農地内である農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますけれども、均整にかかる周辺地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものということで、例外的に許可可能であります。

9番、申請物件が中の畑25㎡外5筆、計2,555.64㎡で、転用目的が8棟の建売住宅です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

10番、申請物件が岱明町の田346㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、上下水管等が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地からおおむね500m以内に2つ以上の教育施設等が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

11番、申請物件が岱明町の畑383㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

12番、個人と法人間での使用貸借で、申請物件が天水町の田1,824㎡で、転用目的が資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

以上12件、16,073.64㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたのでご提案申し上げております。地元委員さん同行の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1番どうぞ。

○4番（西川英文君） 1番の案件につきましてご説明いたします。申請人が現在住宅メーカーに勤務しております、その住宅メーカーの営業所としてここに貸店舗を利用したいということだそうです。将来は独立して自分の会社にもしたいというふうなことを聞いております。現場は玉名バイパスの信号機のある四差路交差点のすぐ近くの農地で、その西側の市道に上下水道が通っておりますし、それに生活雑排水を流すということです。それと、6台分の駐車場を設置しますが、ここはアスファルトで舗装をして集水枡を付けて側溝に雨水は流すということです。以上、現場で検討しました結果、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、2番。

○14番（森川正志君） 貸人の方がですね大体農業だったんですけど、最近ちょっと体の具合が悪いので企業の方にその農地を貸して太陽光発電をするということになっております。約49キロワットの太陽光発電計画です。見たところ、現場はですね、本当に太陽光発電を設置するには絶好の場所で、ここしかないというぐらいの本当にいいところですよ。見ましたところ、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 3番、4番続けてどうぞ。

○16番（田辺信之君） まずですね、ここは現地調査に行ってますね、地目は田んぼとなっていますが、この東側に住宅があってブロックで約1mぐらい高くなっています。その住宅に沿ってですね39㎡という細長いですね、その右側は水路です。そういうことで現状としては田んぼになっていますけど、現在、現地調査の結果、雑種地みたいな感じですね。そういうことで、現地調査の結果、許可相当と判断しました。

4番の案件について説明します。申請人は現在団地に住んでいますが、自分の家を持ちたいということで、親の土地に家を、個人住宅を建設するものです。申請地は住宅が建ち並ぶ区域に位置し、東に水路、西に市道、南に水路、北側が駐車場と畑となっています。給水、生活雑排水は市の上下水道を利用します。雨水については市道の側溝の南側の水路を利用する計画です。また、申請地は約30cm盛土を行いますが、周囲をブロックで囲み土砂の流出を防御する計画となっています。現地調査の結果、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、5番。

○18番（荒木まつ子君） 5番の案件について説明します。太陽光発電用の太陽光パネルを設置するために転用し、売電収入にて申請人の事業拡大を図るものです。申

請地は第2種農地で、中山間地域で以前はミカン畑として利用されていましたが、現在は耕作されておりません。北側道路面に位置し、東側と西側も以前は畑として利用されていましたが、現在は荒れている状況です。転用面積は5,791㎡ですが、南側が急斜面で法面が2,900㎡ありますので有効面積は2,191㎡になります。パネル枚数としまして768枚、188.169ワットの発電。雨水については基本的に自然浸透ですが、かめ枡を設け、ポンプで北側の側溝までくみ上げて流す計画です。現地調査の結果、この案件は許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、6番、7番続けてどうぞ。

○21番（田上 一君） 譲受人は現在申請する場所に太陽光発電施設を建設しております。その西側の隣接する山林は孟宗竹が覆い茂って、現在は放棄地だそうです。敷地内の雨水等は自然浸透、隣には迷惑をかけないようにブロック等で仕切るとのことでした。それで、6番は許可相当と判断いたしました。

7番は親子関係で親父が息子の会社に土地を貸して太陽光発電施設を建設されるものです。雨水等は自然浸透で周囲にも迷惑かけないようにするとのことでした。それで、許可相当と判断しました。

○議長（東 令佐君） 次、8番。

○19番（大野金生君） 8番の案件について説明します。申請人は現在借家住まいであり、専用住宅を持ちたいと望んで適正地を探していたところ、申請地が譲受人の申し出もあり、叔母の贈与の申し入れにより、この地に決定したものです。申請地は住宅が混在する場所に位置して使っていない状況であり、東は畑になっております。西側に上水道が通っております。給水は天然、生活雑排水は合併浄化槽、雨水、生活雑排水は合併浄化槽を設置し市道方向へ放流するそうです。周辺の畑は譲受人の畑であり、何ら支障はありません。工事の際もけがの防止などは十分注意されて工事をするそうです。東側の譲受人の畑との間はブロック塀をするため支障はありません。したがって現地調査の結果、本件は許可相当と判断しました。

○議長（東 令佐君） 次、9番。

○20番（福田友明君） 9番の案件について説明いたします。転用の目的は建売住宅でありまして、事業面積約2,550㎡に8棟を建設して分譲する計画であります。場所はマルキョウの玉名店の北側で、境川の西側に位置した住宅地であり、周辺環境も静かなところであります。給排水計画ですが、給水は市の上水道、そしてまた下水道を利用し、雨水は道路側面に設けた側溝に流す計画であります。工事をする際には造成する土砂の流出と工事の際に迷惑をかけないように注意するとのことでした。また、日照等の周辺地への被害はないと考え、本件は許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、10番、11番続けてどうぞ。

○23番（徳井勝美君） 借地転用の目的は個人住宅ということで、事業の転用面積は724㎡です。給排水計画は上下水道が通っておりますので、それを利用されます。雨水、生活雑排水、汚水処理については、雑排水については公共下水を接続するということでもあります。それと雨水は雨水槽にのみ側溝に流すということです。現地調査で問題はありませんでしたので、許可相当と思います。よろしくお願いします。

11番の転用目的は個人住宅です。転用面積は383㎡です。給排水計画はこの土地の上下水道が通っておりますのでそれを利用されます。雨水、生活雑排水、汚水については、汚水は下水溝へ流すということです。雨水は面に即した道路の側溝へ流すということです。現地調査の結果、問題ありませんでしたので許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 12番どうぞ。

○35番（池本信秋君） 12番の案件について説明します。申請人は建設業です。現在資材置場が不足していることから資材置場に転用するものです。申請地は県道1号線に隣接し、交通の便もよく、宅地や水路に囲まれた農地です。被害はないものと思われます。現地調査の結果、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。はい、どうぞ。

○13番（本田多美子君） 今回も太陽光発電施設がたくさん出てるんですけど、実は私たちがタッチしましたといいますか、大倉の方の太陽光施設のパネルを使ってそこに新規就農者の方で新築をされたんですね、その前に。そしていつの間にやら周りは太陽光パネルがいっぱいできてしまったということで、その2階に照り返しが、今年は特に夏はひどくて、あまりにも住宅地の近くにパネルが結構張られていると。それで、とても体を悪くして、もう病院通いなんですよということで私の方にも連絡があって、私たち農業委員としてはどうする、何というか、その方は農林水産省にも、こちらの玉名市の農業委員会の事務局にも行かれたということだったんですよ。いろいろ話を聞いたけどって、最終的には私たち地元の農業委員ということで話をされました。

前のときにも日照権問題の件についても、私たち農業委員というのはそういう権利とかないんですよ。そういういろんな人達の土地を太陽光にするけんが自分の土地に対する権利はその人が持っているんだから、それをどうこうってちゃんとした、何というんですかね、事務局が定めるそれに沿って、それがOKならばOKとしか言いようがないんですが、これから先、太陽光パネルというのはメリットもあるけど、いろんな、今からどういう弊害が起きてくるかというのは予測つかないこ

とだと思っんですよ。たくさん今からできてきますので、近くの住宅にいる人はものすごくやっぱり精神的に弱っておられます。だから、どうすることも正直できなくて何も言えなかったんですけど、農業委員一人一人がそういう問題もあるんだなということを知っていただきたいと思って発言させていただきました。

○議長（東 令佐君） 事務局からどうぞ。

○事務局長（永井正治君） 照り返しで云々というのは本人に私も直接お会いして聞きました。ただ、制度上はですね、その集落の中じゃなかとできないわけですね、今のこの農地貸借の転用の許可基準からいいますと。畑の真ん中にぼつんというのは、これはもう当然できないと、普通の個人住宅と一緒にですね、できないようになってますので、どうしても2種農地か3種農地でないと許可は出せないという状況です。

結果的にはその周辺に家屋がある場合はそういうことも出てくるのかなと。これからそういう問題もなきにしもあらずというか、出てくるのかなというふうに感じておりますけども、かといってそういう問題で、うちのほうが農地転用の許可を下ろせませんというのは農地法上ちょっとできないもんですから、非常にその辺は難しい判断と思います。ただ、その辺はですねちょっと判断に苦しみますね。

○36番（小田 募君） そういう人が新聞に投書したりして何かして声ば上げな変わらんかな。

○13番（本田多美子君） 携帯電話とかそういうのがああいう人的な被害があるじゃないですか、大きな鉄塔が建つ。やっぱり小さな声が上がってきたら、やっぱりどうにかなるかもしれんけど、今の段階ではどうにも、正直、私もだから何も答えも出せなくて、ただ、ただ聞いただけだったんですよ。返事も何もできない、権限もなにもないからですね。

○事務局長（永井正治君） 確かに携帯電話の電柱、あれによる云々というのがありますが、結局あれも農地法上は届け出て、もう国の法律であればもう届出でいいですよというふうになってますので、うちの方が規制云々はなかなかできないということもありますしですね、なかなかちょっと、農地法上の問題と民法上の問題、その辺の折り合いをどう付けていくかはですね、私たちは農地法を守るしかないものですから難しい判断だと思います。

○議長（東 令佐君） はい、どうぞ。

○14番（森川正志君） あのですね、私がちょっと聞いたところによりますと、新興住宅、要するに太陽光パネルがあった、最初に設置されて、あとでまたそこに新興住宅ができた場合に、今網戸をほとんどしてあるじゃなかですか、外側も北側もほとんど網戸がしてあると思います。その網戸ですらですねだいぶ遮ると、50以上、

50%以上。だから、そこも網戸などで対応できないでしょうか。

○事務局長（永井正治君） うちの方としては健康被害への影響というのがどれぐらいあるか、これが実証されておられませんので、個々の判断になると思いますけども、そういう問題が起きるようであればですね、今後農地転用の太陽光発電をされる場所において、そういう南側の住宅辺りへの影響というのは少し考えてですね、やっぱり現地を見ればわかりますので、そういう場合はそういう問題が起きないような手段というか手法というか方法というかは取るようにお願いするというかですね、業者の判断でしていただくようお願いをするしかないのかなというふうに思います。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第65号については許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第66号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第66号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、平成25年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成25年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市より意見を求められております。15ページから16ページまでの19件の集積です。所有権移転が3件の9,416㎡、利用権設定が15件の35,891㎡、利用権転貸が1件の772㎡で、合計19件の46,079㎡の集積でございます。参考資料として農業経営基盤強化促進法18条による農用地利用集積計画調査書を配布しておりますとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、ご提案申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 事務局の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたしま

す。

(全員 挙手)

○議長(東 令佐君) 異議がないものと認め、議第66号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

3. 報告

○議長(東 令佐君) 次に、報告第25号から報告第29号を一括して事務局より説明を求めます。

○事務局長(永井正治君) 17ページをお願いします。報告第27号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成25年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は8件の解約の通知を受理しております。

続きまして、報告第28号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成25年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は3件の届けを受理しております。50cmから70cm程度切土するものが1件と、30cmから2m盛土して、野菜畑として利用されるものが2件、計3件の届けでございます。

報告第29号、許可書返納届について。下記の物件は、県知事許可の後に許可書返納の届出があったので報告します。平成25年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

貸駐車場としての契約期間満了のため、今回許可書を返納されるものでございます。

以上、報告を終わります。

○議長(東 令佐君) 事務局より一括して報告がありました。ご質問はございませんか。

(なしの声)

○議長(東 令佐君) ないようですので、本日予定していました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

4. その他

○議長(東 令佐君) その他に移ります。

その他、何かございませんか。はい、どうぞ。

○10番（坂本誠二君） ちょっと地元の人からですね、提案があったのでお尋ねしたいと思います。今、人・農地プランについて確認しますが5反以下が30万、5反以上2町以下が50万、農協に10年間を白紙委任ということでございます。農地にかかる固定資産税、それと私がいうのは圃場整備事業、その負担金。それと水土里ネットですね、玉名平野の。それと地元の土地改良の代金、その費用負担は10年間はどちらが持つのか、貸人になるのか、あるいは借人になるのか。一応その辺のところちょっと簡単に知りたいと思いますのでよろしくお願いします。

○事務局長（永井正治君） 今、固定資産税なり、その水代とかそういうものについては、今まで農業委員会ではどちらが払うというような取り決めはしておりませんので、それはお互いの貸人と借人の話し合いの中で判断していただいております。

○10番（坂本誠二君） 実はですね、大浜農協の方に確認しましたら、実際は使用、借人が払うというようなそういった説明を受けたんですね。ただ、今回この席で公にですね、そういうふうな判断を持って、今聞いております。この件についてはケースバイケースですね。

○事務局長（永井正治君） 私たちは人・農地プランではそこまでの件については確認しておりません。当然固定資産は所有権のある人が資産として払っておるわけですから、税金は本人が払うんじゃないかなというふうに思います。あと、水代、これは貸した場合の賃貸料に含むか含まないかで、その水代をどちらが払うかという決め方だろうと思うし、それはもうお互いの決め方であると思います。

今、坂本委員が言われるのはそういうすべての土地にかかる費用については借りた人が支払うべきということですか。

○10番（坂本誠二君） そういうことです。

○事務局長（永井正治君） 50万円は離農一時金として国から来る分です。貸す分については、今度は貸した人と各々が例えば10アール当たり、ここで言うておりますように米1俵とか1万円とか2万円とかっていう話がありますので、そういう話になってくるとは思いますけど。利用権設定でですね実際は賃貸料とかそういうのは出てきておるとは思いますけども。

○10番（坂本誠二君） 私のですね、勘違いかもしれませんが、一応それについては資料があったのでですね、詳細にちょっと調べたんですけどもね。

○事務局長（永井正治君） 実際はJAは相手を見つけてきてくれという話をしよっとですね。実際自分のところで見つけられんけんですね。ただ、賃借料相当はこれはそこで決まる話であって、あくまでも50万、70万、30万という話はその、一時金ですから国から来るものですから賃借料というのは別にまた借りる人と借る人が話し合っただけの通常賃借料、小作料というのを支払っていただくということになり

ますので、小作料10年間分を50万あげますよという話じゃありません。理解していただきましたでしょうか。

○10番（坂本誠二君） 理解できましたけどそれで個々の契約に関してですね、この方が中に入って、あくまでも利用権設定ということで。

○事務局長（永井正治君） あくまでも自分が持っている田なかを5反持っております。それはもう土地利用型で米をつくる、それは全部やります、貸します。で、貸すとは相手が認定農業者であれば基盤強化でできますよね。基盤強化で普通の貸し借りの手続きをします。そすと、そこに小作料がありますと、出てきます。その小作料の中に玉名平野とかいろいろな水代を含めるのかどうするかはまた話し合いですけども、小作料も入ってきます。それとは別に、そういう全部貸したならば国から一時給付金として、その5反以上だったら50万、特別にお金は給付しますよという考え方ですので。

○10番（坂本誠二君） わかりました。私はそこまで給付金等に関して勉強不足でした。今改めて伺いましてわかりました。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

-----○-----

5. 閉 会

○議長（東 令佐君） それではないので、慎重なる審議ありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後3時10分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成25年11月5日

玉名市農業委員会会長 東 令佐

農 業 委 員 松本 哲海

農 業 委 員 生田 三之利